

## 自動火災報知設備の設置基準が改正されました。

平成24年5月13日、広島県福山市のホテル火災で死者7名・負傷者3名を出し、平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災では死者5名・負傷者7名を出す惨事となりました。

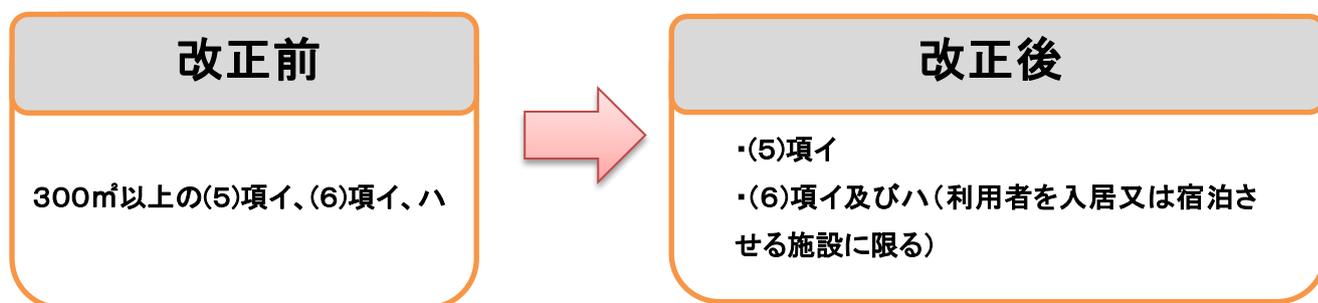
これらの火災を踏まえて平成27年4月1日から、自動火災報知設備の設置基準が見直されました。

### 【 自動火災報知設備の設置基準 】

下記の防火対象物について改正前は、300㎡以上のものに自動火災報知設備の設置が義務付けられていましたが、改正後は延べ面積に関わらず設置が義務付けられました。

<政令別表第1>

- ・(5)項イ(旅館、ホテル等)
- ・(6)項イ(病院、診療所等)及びハ(6項ロ以外の社会福祉施設等)に掲げる防火対象物で利用者を入居させ、又は宿泊させるもの。



### 【 自動火災報知設備の設置の経過措置 】

平成27年4月1日の時点において、既存の建物等は、自動火災報知設備の設置において、平成30年3月末まで猶予期間が設けられています。

